

◆お住まいの住宅・空き家で共通のQ & A

Q 1	既に行ったリフォーム工事は対象となりますか？
A	申請前に既に行った工事は対象になりません。 また、申請しても「交付決定通知書」を受け取る前に着手した工事は対象になりませんのでご注意ください。
Q 2	過去に住宅リフォーム事業（補助金）の補助金を受けている場合は申請できますか？
A	過去にこのリフォーム事業を利用して補助金を受けた方は、以下の①と②の両方の条件を満たすことで2度目の申請ができます。なお、過去に <u>空き家リフォーム事業の補助金を受けた方はQ3をご参照ください。</u> ① <u>子育て世帯</u> 、または、 <u>2世帯住宅（3世代同居）の要件を満たすこと。</u> ②過去に子育て世帯または2世帯住宅（3世代同居）の区分で補助金を受けていないこと。 <u>2度目の補助上限額は、子育て世帯は15万円に、2世帯住宅（3世代同居）は20万円になります。</u>
Q3	過去に空き家リフォーム事業の補助金を受けて現在居住している住宅は申請できますか？
A	令和元（2019）年度以前に空き家として補助を受けた方は申請できます。 また、令和2（2020）年度に一般世帯として受けた方は、令和3年度に子育て世帯または2世帯住宅（3世代同居）の要件に該当していると申請できます。 <u>この場合の補助上限額は子育て世帯は15万円に、2世帯住宅（3世代同居）は20万円になります。</u> なお、空き家リフォーム事業の補助金を受けた後に再び空き家となった住宅は、空き家リフォームとしての2度目の申請はできません。補助金を受けるためには、現在住んでいる住宅として申請する必要があります。
Q4	申請後に工事をとりやめた場合は、以後の補助は受けられますか？
A	事情があってやむを得ず工事を中止した場合は、次年度以降になれば再度申請することができます。 やむを得ずとりやめる場合は、「補助事業中止届」を提出してください。
Q5	子育て世帯や2世帯住宅（3世代同居）であれば、何度でも申請できますか？
A	Q2の②のとおりで、一度でも子育て世帯もしくは2世帯住宅（3世代同居）で補助を受けた方は、再度利用することはできません。
Q6	売買で購入した住宅が過去に住宅リフォーム事業を利用していた場合は申請できますか？
A	1つの住宅に2度の利用はできないので、売買などにより所有者が代わっても2度目の申請はできません。 ただし、Q2と同様に、売買などにより取得した方（申請者）が、子育て世帯または3世代同居の要件を満たしていると2度目の申請ができます。
Q7	数回に分けて工事を行うことはできますか？
A	1つの住宅に2度の補助金の利用（申請）はできません。申請額が限度額に満たない場合でも1度限りの利用になります。ただし、Q2と同様に、条件を満たすと2度目の申請が可能になります。
Q8	工事着手はいつからできますか？
A	申請後に市から郵送される「交付決定通知書」を受け取った後に着手できます。 「交付決定通知書」は所定の申請手続きが完了してから約10日後に、申請者様へ郵送されます。

Q9	いつまでに工事を完了しなければいけませんか？
A	令和4（2022）年3月11日の提出期限までに実績報告書を提出できるように工事完了してください。 この期限を超えて工事をする場合は、補助の対象にはできません。
Q10	なぜテレビなどの機器は補助対象にならないのですか？
A	本事業が、市内の建築関連産業を通じた地域経済の活性化も目的としているためです。
Q11	工事を複数の業者に依頼した場合でも対象になりますか？
A	交付申請時に各業者の見積書を添付し、合計の工事費を確定できれば対象にできます。 いずれも市内に本社がある法人事業者または、市内に住民登録がある個人事業者であることが条件です。
Q12	申請者と住宅所有者が異なる場合、添付書類はどうすればよいですか？
A	住宅所有者の承諾書が必要になります。 また、申請者と住宅所有者の <u>双方の納税証明書</u> が必要になります。 空き家で賃貸借をしている場合は、 <u>賃貸借契約書</u> や、 <u>管理委任契約書</u> が必要です。
Q13	申請書に添付する図面は何が必要で、どのような内容を記入すればいいですか？
A	・工事を行う部分がわかる図面を添付してください。 ・店舗併用住宅の場合は、必ずすべての階の平面図を添付し、住宅部分と住宅以外用途の床面積をご記入ください。 ・図面には、工事範囲と工事内容を図示してください。 ・必須工事は、工事前と工事後の仕様等を具体的に記入し、性能・機能が向上することがわかるように記入してください。断熱材やLED照明などは、必要により材料・機器等のカタログ等も添付してください。
Q14	申請時に添付する写真は、工事する部分すべて必要ですか？
A	工事する部分すべて必要です。 例えば、外壁の4面張り替えの場合は4面全ての写真が必要です。敷地が狭いことなどにより、どうしても外壁の全体が映らない場合でも、壁の一部で結構ですので工事部分を撮影してください。 省エネ化工事などの必須工事では、特に、既存部分の性能・機能がわかる写真をお願いします。 例えば、必須工事として断熱材を施工する場合、工事中に断熱材を撮影し、実績報告書に写真を添付してください。* 実績報告でも工事前の写真の添付が必要です。データ等は消さずに管理してください。
Q15	交付決定後に追加工事が発生した場合、補助金額の変更は認められますか？
A	【補助金額の増額】 予算の範囲内で補助額を決定する都合上、増額変更は認められません。申し込みの際に内容をよく精査し、増額変更が出ないようにしてください。 【補助金額の減額】 工事の一部取り止めなどで工事費が減額になる場合は、実績報告の際に、変更後の補助対象工事費から補助金額を算出し、減額交付することがあります。 その際は、実績報告書に減額変更後の見積書を添付してください。

Q16	完了実績報告書に添付する写真はどのようなものが必要ですか？
A	<p>①工事前の写真（すべての工事部分、申請時に提出したものと同一写真で結構です）</p> <p>②工事中の写真（すべての工事部分で撮影してください。ただし取り替え工事等で、工事中の作業がない場合は除くことができます。）</p> <p>③工事完了後の写真（すべての工事部分を撮影してください。）</p> <p>* 台紙等に貼り付け、工事名、工事箇所を記入し順番等整理したものを提出してください。</p>
Q17	県や市が行う他の補助制度を同時に利用（併用）することはできますか？
A	<p>県や市が行う、増築やリフォーム工事費を直接の対象とする補助事業には同じ工事箇所（内容）を同時に利用することはできません。</p> <p>県や市の他の補助事業などとリフォーム補助を併用する場合は、対象とする工事費（工事内容）を見積書内で明確に分ける必要があります。</p> <p>なお、増築やリフォーム工事のための借入金の利子を補給するために市が行う「U・Iターン住宅資金助成金」のように、工事費を直接の対象としない助成金などについては、同時に利用することができます。</p> <p>また、国のグリーン住宅ポイントも同じ工事箇所を同時利用できます。</p>
Q18	補助金はいつ交付されますか？
A	<p>実績報告書を提出してから、約1カ月後の支払いになります。</p> <p>支払いの前に、申請者様に市から確定通知書と支払予定日の書類を郵送させていただきます。</p> <p>実績報告書を提出後、報告内容が審査され補助が確定します。</p> <p>報告内容に不備があると、支払いができないためご注意ください。</p>
Q19	「完納証明書」とは何ですか？ また、住宅の所有者又は管理者が複数いる場合、完納証明書等の添付はどうすればいいですか？
A	<p>「完納証明書」とは、居住地の全ての市区町村税に未納がないことを証明するもので、自治体の税担当窓口で発行しています。完納証明書を発行していない市区町村に居住されている方は、これに代わるものとして「納税証明書」を添付してください。なお、納税されてから数日以内に「完納証明書」を発行される場合、まだ納税情報に反映されていないことがありますので、直近に納めた領収書や通帳など納税したことが分かる書類を税担当窓口にご持参ください。</p> <p>所有者又は管理者が複数おられる場合は、申し込みされた方（代表者）の完納証明書等を添付してください。</p>
Q20	なぜ火災警報器の設置状況を確認するのですか？
A	<p>現在、既存住宅に火災警報器を設置することが法律により義務づけられていますので、設置がまだされていない場合は設置をお願いしています。</p> <p>寝室と階段室（寝室が2階にある場合）に設置してください。</p> <p>実績報告書の提出時に設置状況の確認をさせていただきます。設置状況の写真の提出は不要です。</p>

☆工事の内容に関すること（お住まいの住宅・空き家共通）

Q 1	必須工事以外の工事は補助の対象にならないのですか？
A	必須工事をいずれか1つ行えば、必須工事以外のその他のリフォーム工事も補助対象工事にできます。
Q 2	新たに部屋を増築する場合は対象になりますか？
A	既存の住宅に接続する増築の場合は対象になります。
Q 3	解体費が補助の対象外ですが、張り替え工事等に伴う既存の材料の撤去費は補助の対象になりますか？
A	補助対象となる張り替え工事等に伴う、既存の材料の撤去費は対象になります。
Q 4	住宅の一部を解体して、解体した部分に増改築する場合は補助対象になりますか？
A	補助対象となる工事内容で、一部を取り壊した後に新たに増改築する場合は、解体費、増築費共に補助の対象になります。
Q 5	仮設足場、クレーン等重機費は補助の対象になりますか？
A	補助対象となる工事に係る分であれば、補助の対象になります。 ただし、店舗部分などの住宅以外の用途部分に係る仮設足場は、 <u>補助対象外</u> です。
Q 6	風除室の取り付けは補助対象になりますか？
A	取り付けることで住宅の長寿命化になったり、玄関や居室等の断熱性能が向上したりすれば、必須工事の、「長寿命化工事」または「省エネ化工事」になるので補助対象になります。
Q7	住宅建物の一部にある車庫部分のリフォームは対象になりますか？
A	インナーガレージのように住宅と構造的に一体になっている車庫部分の工事は対象にできます。 ただし、住宅専用の車庫に限ります。なお、住宅と一体でない、離れて建てられている車庫は対象外です。
Q8	住宅の「離れ」のリフォームは対象になりますか？
	母屋とあわせて工事を申請する場合は対象になります。なお、このリフォーム事業における離れとは、居室があり、台所・便所・風呂のいずれかが備えられておらず、母屋と同じ敷地内に建てられている建物のことです。
Q9	店舗併用住宅の店舗部分のリフォーム工事は対象になりますか？
A	店舗部分は補助対象になりません。足場も店舗部分に係る範囲は補助対象外になります。 建物の1/2以上が住宅である店舗併用住宅で、その住宅の部分は対象にできます。 建物の1/2以上が店舗等の場合は、建物全体が補助対象になりません。
Q10	新しくエアコンを取り付ける工事は対象になりますか？
A	施工業者による設置工事を要する場合は、エアコン代と施工費などが補助対象になります。 なお、エアコンの新規での取り付けのみだと長寿命化などの必須工事の要件を満たさないため、他の必須工事に併せて行う必要があります。 注釈：なお、エアコンのリサイクル費は補助対象外です。
Q11	照明器具を入れ替える工事は対象になりますか？
	シーリングライトのような天井直付け型の照明など、住宅と一体とみなせるものは補助対象となります。 なお、スタンドライトなどの移動や持ち運びが容易にできるものは補助対象外です。
Q12	タンス等の調度品類は補助の対象になりますか？
A	造りつけの収納などは住宅と一体とみなされるため補助対象としますが、比較的容易に移動、設置ができるタンスなどの調度品類の購入、設置費用は補助対象外です。

◆空き家をリフォームする場合

Q1	「空き家住宅」とは、どのようなものですか？
A	申し込み手続き前の <u>1年以上</u> 誰も住んでいない住宅で、 <u>市の固定資産税課税台帳に登載されているもの</u> のことをいいます。なお、居住者がいなくなってから1年未満の住宅は、「空き家」としての対象にはできませんが、この補助事業では「 <u>現在お住まいの住宅</u> 」として対象にできます。その場合の補助上限額は、申請時に居住者がいなくても居住している住宅として扱います。（通常区分の上限15万円など）
Q2	申し込みできるのは、どのような人ですか？
A	市内にある空き家住宅にこれから新たに定住を前提に住まわれる方で、入居前にリフォーム工事を考えられており、かつ、その空き家住宅を所有、管理又は賃借されている方が対象です。
Q3	柏崎市民でなければ申し込みできませんか？
A	柏崎市内にお住まいで引き続き市内に定住される方だけでなく、現在は市外に在住していても、リフォーム工事後に柏崎市に転入し、当該住宅に定住される方は対象になります。（市外からの転入者は補助上限額が優遇されます。）
Q4	これから柏崎市に転入を考えていますが、転入後に申請した場合、市外からの転入者として申請することはできますか？
A	申請時の居住地により判断しています。柏崎市に転入した後、申請する場合は、市内在住者として受け付けることになります。
Q5	「所有者等」とは、どのような人を指すのですか？
A	対象となる空き家を所有、管理し、又は賃借している方のことをいいます。このうち、「管理する方」とは、登記物件において、登記簿上の所有者（X）がすでに死亡していて、実質的にその相続人である子（Y）が管理している場合などにおける、Yのことを指します。 なお、所有者と管理者の関係が相続関係以外の場合、管理者は所有者から当該空き家の管理を委任されていることを証する契約書等を、また賃借されている場合は賃貸借契約書の添付が必要になります。
Q6	1年以上誰も住んでいないことを、どのように確認するのですか？
A	申し込みされる際に、1年以上誰も住んでいない住宅であることを所有者又は管理者から申告していただきます。その後、市が住民票情報や水道利用情報などを調査し、ご本人の申告どおりの状態であることを確認します。
Q7	申し込みの際に提出が求められている、空き家の申告及び調査に関する同意書の居住開始見込期日は、どのように記入すればよいのですか？
A	リフォーム工事が終了し、当該空き家住宅に転居する予定日を記入していただきますが、原則リフォーム工事終了後3か月以内の日を記載してください。

Q8	申し込みの際に提出が求められている、空き家の申告及び調査に関する同意書の居住 <u>継続</u> 見込期間は、どのように記入すればよいのですか？
A	始期は居住開始見込期日にあわせてください。また、終期は定住の要件である5年以上を目安に記入してください。なお、5年以上の期間であって永久に定住するため終期が定められない場合は、終期の部分の「年」の前に「永久」と記載してください。
Q9	リフォーム費用が50万円未満の場合はどうなりますか？
A	この補助金が対象とする工事は50万円以上であり、50万円未満の場合は補助対象になりません。なお、工事費が250万円を超える場合は一律50万円（市外からの転入者で工事費が350万円を超える場合は一律70万円）となります。

★必須工事について

長寿命化工事について	
Q1	長寿命化工事とはどのような工事ですか？
A	リフォーム工事を行うことで、住宅の寿命が延びる工事のことです。 例：外壁の張替え、屋根の葺き替え、床の張替え、古くなったサッシの取り換え などの修繕。 工事の例は「申請の手引き」をご参照ください。

バリアフリー化工事について	
Q1	浴室をユニットバスにして、脱衣室との床の段差を解消することはバリアフリー化工事になりますか？
A	バリアフリー化工事になります。

省エネ化工事について	
Q1	LED照明への取り替えは、「電球だけ」の取り替えも必須工事の対象になりますか？
A	電球だけの取り替えは必須工事の対象になりません。 必須工事にするためには、照明を器具ごと取り替える必要があります。また、LED照明器具を申請者本人が購入して取り付けをすることで、工事費が発生しない場合は対象になりません。
Q2	市の他の補助金（環境課が行っている補助）を利用し、環境配慮型の設備を導入する場合、その設備の取り付け費用はリフォーム補助金の省エネ化工事になりますか？
A	平成30（2018）年度から、リフォーム補助金の省エネ化工事として補助の対象になります。
Q3	太陽光を利用した温水システムは、必須工事の対象になりますか？
A	現在の熱エネルギー（灯油・ガス・電気）を使用した温水器から、太陽光（自然エネルギー）を利用した温水器に取り替える場合は、対象になります。申請時に現在の温水器の仕様とリフォーム後の仕様を図面・カタログ等で示し、省エネ化される内容を明示してください。

Q4	室内側に樹脂サッシを取り付ける工事（内窓取り付け）は、必須工事の対象になりますか？
A	窓の断熱化工事になりますので、必須工事になります。
Q5	増築部分の壁の工事は、必須工事の省エネ化工事の対象になりますか？
A	増築部分に新たに取り付ける窓や壁などが、増築前の窓や壁などの断熱性能より向上すれば、省エネ化工事の対象になります。申請時に増築前の仕様と増築後の仕様を図面等で示してください。 また、増築工事そのものが「長寿命化工事」に該当すれば、長寿命化工事としても申請ができます。

耐震化工事について	
Q1	屋根の軽量化とはどんな工事ですか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の屋根材よりも軽い屋根材に葺き替える工事です。 ・瓦屋根の棟の工事で、現在の棟瓦より軽量化される工事も、屋根の軽量化になります。 ・屋根材一枚分などの部分的な修繕は、軽量化された材料を使用しても耐震化工事としての対象になりません。
Q2	ふすま（建具）の部分に壁にする工事は、耐力壁の増設になりますか？
A	耐力壁は土台から梁までを筋違や金物や構造用合板で定められた施工方法に基づき施工された壁になります。ふすま（建具）がある部分の敷居から鴨居までを壁にする場合は、間仕切り工事となり、耐力壁にはなりません。その他のリフォーム工事になります。
Q3	ブロック塀の解体の補助では、どのような塀・工事が対象ですか？
	<p>通学路や道路などに面する、高さ 0.6m 以上のブロック塀等で、地震時に転倒、倒壊の危険性があるものの解体、撤去が対象です。</p> <p>通学路や道路などに面していない塀等は対象外になります。例：隣地との境界や敷地の後背地にあるブロック塀。</p>